

ガス小売供給約款 新旧対照表 ※主要な変更点のみ掲載しております。

新	旧	備考
<p>16. 検針                      (2)当社(導管部門)は、(1)の定例検針日以外に次の日に検針を行います。ただし、③及び④については、当社が検針を行います。                      ①(略)                      ②(略)                      ③ 36(1)の規定によりガスの供給を停止した日(ただし、36(3)の規定によりガスの供給を停止した場合には当社(導管部門)が検針を行います)</p>	<p>16. 検針                      (2)当社(導管部門)は、(1)の定例検針日以外に次の日に検針を行います。ただし、③及び④については、当社が検針を行います。                      ①(略)                      ②(略)                      ③ 36(1)の規定によりガスの供給を停止した日(ただし、36(2)の規定によりガスの供給を停止した場合には当社(導管部門)が検針を行います)</p>	<p>(変更)</p>
<p>36. 供給停止                      (1)当社は、お客さまが次の各号にかかげる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。なお、①、②及び③の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、供給停止を予告する日と供給を停止する日との間に15日間程度及び5日間程度(17(3)に規定する休日を含みません。)の日数をおいて、予告いたします。                      ① 支払義務発生日(17(4)の規定が適用される場合は、一括して請求する料金のうちその月最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日)の翌日から起算して30日(支払義務発生日の翌日から起算して30日目日が休日の場合は、その直後の休日でない日)を経過してもなお料金のお支払いがない場合                      ② 当社との他の契約(すでに消滅しているものを含みます。)の料金について①の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合                      ③ この小売約款等に基づいてお支払いを求めた料金以外の債務について、お支払いがない場合                      ④ 39各号にかかげる当社の係員の行う作業を正当な理由なくして拒み又は妨害した場合                      ⑤ ガスを不正に使用した場合、又は使用しようとしたと明らかに認められる場合                      ⑥ お客さまが3(10)の境界線内の当該一般ガス導管事業者のガス工作物を故意に損傷し又は失わせて、重大な損害を与えた場合                      ⑦ 36(5)及び37(4)の規定に違反した場合                      ⑧ その他この小売約款等に違反し、その旨を警告しても改めない場合</p> <p>(2)36(1)①、②の規定により供給を停止した場合、当社は、作業費を、お客さまにご負担いただきます。</p>	<p>36. 供給停止                      (1)当社は、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。なお、①、②及び③の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、供給停止を予告する日と供給を停止する日との間に15日間程度及び5日間程度(休日を含みます。)の日数をおいて、予告いたします。                      ① 支払期日を経過してもなお料金のお支払いがない場合                      ② 当社との他のガス小売契約(すでに消滅しているものを含みます。)の料金について①の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合                      ③ この小売約款等に基づいてお支払いを求めた料金以外の債務について、お支払いがない場合                      ④ 44各号に掲げる当社の係員の行う作業を正当な理由なく拒否又は妨害した場合                      ⑤ ガスを不正に使用した場合、又は使用しようとしたと明らかに認められる場合                      ⑥ その他この小売約款等に違反し、その旨を警告しても改めない場合</p>	<p>(追加)</p>

(3)当社(導管部門)は、ガス小売供給に係る無契約状態となり、当社がお知らせする供給を停止する日まで新たに供給者をお客さまが選択しなかった場合、ガスの供給を停止することがあります。なお、これに伴い当社(導管部門)が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。

### 37. 供給停止の解除

(1)36(1)の規定により供給を停止した場合において、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当することを当社が確認できた場合には、速やかに供給を再開いたします。

なお、供給を再開するにあたって保安上その他の必要がある場合には、お客さま又はお客さまの代理人に立ち会っていただきます。

① 36(1)①の規定により供給を停止したときは、支払期日が到来した全ての料金を支払われた場合

② 36(1)②の規定により供給を停止したときは、当社と他の契約(すでに消滅しているものを含まず)の料金でそれぞれの契約で定める支払期日が到来した全ての料金を支払われた場合

③ 36(1)③、④、⑤又は⑥の規定により供給を停止したときは、その理由となった事実を解消し、かつ、当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われた

(2)36(3)の規定により供給を停止した場合は、お客さまが新たなガス小売契約(最終保障供給契約を含みます。)を締結した場合に、当該新たなガス小売契約に基づき供給が再開されます。

(2)当社(導管部門)は、ガス小売供給に係る無契約状態となり、当社がお知らせする供給を停止する日まで新たに供給者をお客さまが選択しなかった場合、ガスの供給を停止することがあります。なお、これに伴い当社(導管部門)が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。

### 37. 供給停止の解除

(1)36(1)の規定により供給を停止した場合において、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当することを当社が確認できた場合には、速やかに供給を再開いたします。

なお、供給を再開するにあたって保安上その他の必要がある場合には、お客さま又はお客さまの代理人に立ち会っていただきます。

① 36(1)①の規定により供給を停止したときは、支払期日が到来した全ての料金を支払われた場合

② 36(1)②の規定により供給を停止したときは、当社と他の契約(すでに消滅しているものを含まず)の料金でそれぞれの契約で定める支払期日が到来した全ての料金を支払われた場合

③ 36(1)③、④、⑤又は⑥の規定により供給を停止したときは、その理由となった事実を解消し、かつ、当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われた

(2)36(2)の規定により供給を停止した場合は、お客さまが新たなガス小売契約(最終保障供給契約を含みます。)を締結した場合に、当該新たなガス小売契約に基づき供給が再開されます。

(変更)

(変更)